

第413回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年4月25日（火）午後2時00分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

~~3 番 山川光照委員~~

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 人

傍 聴 人

4 欠席委員 3 番 山川光照委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第476回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第477回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 議 第4号 第478回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 議 第5号 令和5年度上山市農業委員会運営方針について

日程8 承認第1号 令和4年度上山市農業委員会事業報告について

日程9 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程10 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程11 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程12 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程13 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程14 報告第6号 承認した農地改良届出について

日程15 報告第7号 令和5年度上山市農業委員会歳入歳出予算について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長	定刻になりましたので、4月17日に告示になりました、第413回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年4月17日、上山市農業委員会告示第4号により、令和5年4月25日、第413回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和5年4月18日付け農委第43号をもって、第413回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第413回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、3番、山川光照委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が6人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会議事規則第29条の規定により、議長において、5番、山口久志委員、11番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。6件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は牧野在住の〇〇氏、農業、譲受人は須田板在住の〇〇氏、会社員兼農業であります。牧野地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の

	全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。
花谷会長	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。4月22日に〇〇氏と現地でお会いしてお話をお聞きしました。譲受人が所有している農地に隣接しており、すでに譲受人が耕作しています。きれいに管理されています。桃、西洋梨を栽培しており、問題ないと考えます。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2及び3は関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号2及び3について説明いたします。譲渡人及び譲受人はそれぞれ細谷在住の〇〇氏、農業、〇〇氏、農業であります。細谷地内の畑計2筆について自作地相互の交換をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号2及び3について、現地調査の結果を報告します。4月22日に両人から聞き取りを行いました。親の時代、50年以上前に交換し

	登記をしていなかった農地であり、今回、正式に登録することにしたそうです。両方ともきれいに管理されていました。問題なしと考えます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号4について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、農業、譲受人は山形市に事務所を有する〇〇であります。相生地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地法施行令第2条第2項第1号では、農業協同組合等がその権利を取得しようとする農地等を法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合には農地の権利を取得することは可能であるとしています。本件は、申請地を育苗ハウスとして利用し、その苗を組合員に供給し、組合員の稲作を下支えする事業を実施するための権利取得であり、本規定に該当し、許可相当と考えます。なお、この場合譲受人の要件は、農業常時従事の可否は適用除外となり、農地の全部効率活用の可否及び地域との調和の可否のみが要件となりますが、いずれも可で、許可要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、原田広幸委員。
原田委員	整理番号4について、現地調査の結果を報告します。4月20日に〇〇氏から話を伺いました。当該農地は昭和50年代に〇〇氏が購入し、その後〇〇が借りて育苗センターとして使用しております。今回、〇〇

	氏の経営移譲に伴い売却の申し入れがあったとのことです。売買金額については〇〇氏が購入した当時の額を参考にしたため高くなったとのことです。ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号5について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号5について説明いたします。譲渡人は金谷在住の〇〇氏、農業、譲受人は金谷在住の〇〇氏、農業であります。金谷地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、鈴木萬四郎委員。
鈴木委員	整理番号5について、現地調査の結果を報告します。4月20日に〇〇氏から現地で聞き取りを行いました。母の代から50年以上賃借してきたが、〇〇氏から買取したいとの話があり売却することにしたとのことです。事由に耕作不便とありますが、農地の真ん中に蔵王電鉄のホームがあり両脇のみが耕作可能であるためです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号5については許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号6について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号6について説明いたします。譲渡人は永野在住の〇〇氏、無職、譲受人は山形市在住の〇〇氏、会社役員兼農業であります。永野地内の田畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。4番、上妻一実委員。
上妻委員	整理番号6について、現地調査の結果を報告します。譲受人の娘が経営している乗馬クラブの厩舎の目の前の農地になります。牧草を植えて馬に青草を食べさせるため購入するとのことでした。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号6については許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しま

	した。次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたしますが、整理番号1について私が関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席し、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。 (花谷会長 退席、 木村会長職務代理者 着席)
議長	それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号1について説明いたします。貸し人は原口在住の〇〇氏、農業、借り人は原口在住の〇〇氏、農業で、両者は親子であります。原口及び須田板地内の畑15筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。
木村代理	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。4月18日に〇〇氏に話を伺いました。経営移譲に伴い息子さんに使用貸借権を設定する者です。問題はないと考えます。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、花谷会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。 (花谷会長 着席)

議長	日程４、議第２号、第４７６回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、第４７６回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。３件の申請がございました。 議案の説明に入る前に農業経営基盤強化促進法の改正について説明いたします。本年４月１日の改正により農用地利用集積計画は廃止され、農地中間管理事業による貸借（農用地利用集積等促進計画）に集約されました。しかし経過措置として、地域計画を策定するまでは従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとされています。そのため、地域計画を策定するまでは農用地利用集積計画を総会に諮るものです。 整理番号１について説明いたします。譲受人は金生東二丁目在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は富山県高岡市在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたしますが、私が関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退席し、農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。 （花谷会長 退席、 木村会長職務代理者 着席）

議長	それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲受人は金生西三丁目在住の〇〇氏、基本構想水準到達者、譲渡人は原口在住の〇〇氏であります。相生地内の畑３筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、花谷会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。 (花谷会長 着席)
議長	次に整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲受人は小穴在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程５、議第３号、第４７７回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、第４７７回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の５ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は三本松在住の〇〇氏であります。関根地内の田１筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 2 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程 6、議第 4 号、第 4 7 8 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第 4 号、第 4 7 8 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。4 6 件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号 1 について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は久保手在住の〇〇氏であります。久保手地内の畑 2 筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 及び 3 については関連がありますので、一括し

	て説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２及び３について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は金瓶^{かぶしがいしや}在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。金瓶地内の田１４筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２及び３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は仙石在住の〇〇氏であります。仙石地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５から７については関連がありますので、一括し

事務局長	て説明いたします。事務局長。 整理番号５から７について説明いたします。借り人は十日町在住の〇〇氏、貸し人は北町本丁在住の〇〇氏、金生東一丁目在住の〇〇氏、〇〇氏及び金生西一丁目在住の〇〇氏であります。泉川及び金生地内の田５筆について賃借権または使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５から７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は高野在住の〇〇氏であります。金谷及び高野地内の畑６筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しま

事務局長	した。次に、整理番号 9 について説明いたします。事務局長。 整理番号 9 について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、貸し人は河崎二丁目在住の〇〇氏であります。高野地内の田 2 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 9 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 10 について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 10 について説明いたします。借り人は関根在住の〇〇氏、貸し人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の田 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 10 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 11 及び 12 は関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長	整理番号１１及び１２について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は関根在住の〇〇氏及び仙石在住の〇〇氏であります。関根、相生及び三上地内の田６筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１及び１２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１３について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１３について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は山形市在住の〇〇氏であります。久保手地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１４について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１４について説明いたします。借り人は金生西二丁目在住の

	〇〇氏、貸し人は下生居在住の〇〇氏であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、下生居地内の畑２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取りを行っておりますので、農地専門委員長より聞き取り結果について報告をお願いします。
富田委員長	４月１２日に農地専門委員会を開催して〇〇氏の審査を行いました。現在、〇〇で勤務しています。面積・農作業日数が少ないが勤めながら就農して、今後、牧野や久保手にぶどう園を借りて規模拡大したいとのことです。農地専門委員会では適当と判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１５について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１５について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は長清水一丁目在住の〇〇氏であります。長清水地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１６について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１６について説明いたします。借り人は金生西三丁目在住の〇〇氏、貸し人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑１筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１７について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１７について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、貸し人は山形市在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１８及び１９は関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１８及び１９について説明いたします。借り人は下生居住在住の〇〇氏、貸し人は中生居住在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。中生居地内の田３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１８及び１９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２０及び２１は関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２０及び２１について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏及び細谷在住の〇〇氏であります。阿弥陀地及び細谷地内の田４筆について賃借権または使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２０及び２１につ

	いては原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２２について説明いたしますが、私が関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退席し、農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。 (花谷会長 退席、 木村会長職務代理者 着席)
議長	それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２２について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は原口在住の〇〇氏であります。相生地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、花谷会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。 (花谷会長 着席)
議長	次に、整理番号２３について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２３について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田３筆について賃借

	権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２４について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２４について説明いたします。借り人は小笹在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。小笹地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２５について説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２５について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。小笹地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の

	各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２６から２９については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２６から２９について説明いたします。借り人は榑下在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏、榑下在住の〇〇氏、久保川在住の〇〇氏及び天童市在住の〇〇氏であります。榑下地内の田５筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２６から２９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程７、議第５号、令和５年度上山市農業委員会運営方針について議題といたします。まず、基本方針について会長である私から説明いたしますので、別冊総会資料の４ページをお開き願います。 【以下、基本方針を読み上げて説明】

	2 事業計画については、会長職務代理者より説明いたします。
木村代理	2 事業計画についてご説明いたします。(1)諸会議の開催について、総会、運営委員会、全員協議会(5ページをお開きください。)、専門委員会、最適化推進会議の日程については記載のとおりであります。また、以下、(2)農地調整関係業務の適正執行、(3)農地中間管理事業について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。(4)農地利用の最適化の推進については、オとして「地域の農地の出し手・受け手の意向を踏まえて目標地図の素案を策定するとともに、地域計画の策定にあたっては市、関係機関と連携して取り組む。」といたしました。(5)農政、農業振興の活性化、6ページをお開きください。(6)研修事業の実施、(7)認定農業者の育成・確保、(8)農業者年金への加入促進と組織への支援活動、(9)農業委員会業務に係る相談活動の充実・強化、(10)農業委員会活動、農政農地に関する情報宣伝活動について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
木村正委員	要望事項を提出するにあたり、市議会と連携してはどうか。または、市議会との意見交換会などは開催できないか。
事務局長	市議会でも独自で要望事項を提出しており、引き続き農業委員会として要望事項を独自で提出すべきと考えています。市議会との意見交換会については、議会の考え方もありますので確認してみたいと思います。
木村正委員	ドローンとタブレットはどうなったか。
事務局	ドローンについては担当課に改めて確認いたします。タブレットは次の総会にむけて設定をしております。
議長	他にございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第5号令和5年度上山市農業委員会運営方針については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程 8、承認第 1 号、令和 4 年度上山市農業委員会事業報告について、会長職務代理者、各専門委員長、広報紙編集委員長、事務局長より説明いたします。はじめに、会長職務代理者より報告いたします。
木村代理	承認第 1 号、令和 4 年度上山市農業委員会事業報告について説明いたしますので、7 ページをお開き願います。 令和 4 年度上山市農業委員会事業報告、農業委員の業務では、毎月の総会における農地法に基づく許可等について、法令に基づく適正な審議を行いました。特に農地法第 3 条については、すべての事件において現地調査を行いました。 農業委員会の大きな役割として位置づけられている「農地の利用最適化」については、最適化推進会議の開催や各農業委員、推進委員が個々に活動し、担い手への集約、新規就農者の支援などに努めながら、全体として農地の有効活用に向けた取組みを進めました。 遊休農地の解消に向けては、農地パトロールや利用状況調査による現状把握に務め、遊休農地であった場合にはその解消に向けて、農地利用意向調査を実施するなど、各農家へ働きかけを行いました。既に遊休化し、今後も農地としての活用が図られない農地については非農地判断を行いました。 農業委員、推進委員の個別の活動では、農地の巡回や各農家への相談活動を行い、効率的な農地の集積を進めるとともに、担い手の育成・支援に努め、地域農業の振興を図りました。さらに、地域や農家が抱える課題を本市の農林施策に反映させるため、認定農業者との意見交換などを実施し、市長に対して意見書および要望書を提出しました。 (1) ～ (4) については、各種会議、研修会等の日程とその内容について記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。
議長	次に、農政専門委員長お願いします。
上妻委員長	農政に関することについて報告いたしますので、11 ページをお開き願います。(1) 農政専門委員会は 4 回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。 また、以下、(2) 意見・要望、(3) 農業労働力関係、(4) 賃借料情

	報の提供、(5) 視察研修について、それぞれ記載のとおり実施しました。報告は以上です。
議長	次に、農地専門委員長をお願いします。
富田委員長	農地に関することについて報告いたしますので、12ページをお開き願います。(1) 農地専門委員会は2回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。 また、以下、(2) 新規就農者対策、(3) 認定農業者に関する業務、(4) 遊休農地対策、(5) 農地台帳の整備について、それぞれ記載のとおり実施しました。13ページをお開きください。(6) 農地法等に基づく許可・届出の状況について、令和4年度の事務処理状況を記載しております。報告は以上です。
議長	次に、広報紙編集委員長をお願いします。
井上委員長	広報に関することについて報告いたしますので、14ページをお開き願います。(1) 広報紙編集委員会は2回開催しており、期日・内容については記載のとおりです。(2) 広報紙の発行について、11月25日、3月24日の2回発行しております。それぞれの掲載内容については記載のとおりです。 報告は以上です。
議長	次に、事務局長をお願いします。
事務局長	年金に関することについて報告いたしますので、15ページをお開き願います。(1) 農業者年金受給者等の状況については記載のとおりです。 (2) 農業者年金の加入促進及び受給相談について、前年度に引き続き制度の周知と加入促進に努めました。また、年金受給手続きについても指導、相談を行いました。なお、昨年度は1名の新規加入がありました。 (3) 現況届の受付について、農業者年金受給者の状況を確認するため、受給者より「現況届」を提出いただきました。受給停止に該当しないことを確認のうえ、現況届は農業者年金基金に送付しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。よって、報告のとおり承認されました。
議長	日程 9、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 13 ページをお開きください。令和 4 年度分として 2 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。譲渡人は宮脇在住の〇〇氏、農業、譲受人は米沢市在住の〇〇氏、会社員です。金生西三丁目地内の畑 1 筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。譲渡人は宮脇在住の〇〇氏、農業、譲受人は金生西一丁目在住の〇〇氏、会社員及び〇〇氏、会社員です。金生西三丁目地内の畑 1 筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 10、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告

	いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。令和４年度分として５件、令和５年度分として１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は三本松在住の〇〇氏、借り人は関根在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきまし第４７回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、関根地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は権現堂在住の〇〇氏であります。権現堂地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。貸し人は金瓶在住の〇〇氏、借り人は金瓶在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきまし第４７８回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、金瓶地内の田２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告い

	たします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。貸し人は宮脇在住の〇〇氏、借り人は小笹在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきまし第４７８回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、小笹地内の田２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。貸し人は宮脇在住の〇〇氏、借り人は原口在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきまし第４７８回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、小笹地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号６について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号６について説明いたします。貸し人は富山県高岡市在住の〇〇氏、借り人は細谷在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑３筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。

議長	日程 1 1、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 1 6 ページをお開きください。令和 4 年度分として 4 件、令和 5 年度分として 1 件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 2 及び 5 については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 1 2、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 1 7 ページをお開きください。令和 4 年度分として 2 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました第 4 7 8 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、久保手地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。貸し人は中生居在住の〇〇氏、借り人は中生居在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決い

	ただきまし第４７８回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、中生居地内の田２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１３、報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１８ページをお開きください。令和４年度分として１件、令和５年度分として２件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。申請人は山形市に事務所を有する〇〇氏であります。永野地内の田畑２筆について申請があったものです。平成１３年頃から耕作しておらず、原野または宅地の一部になっているもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。申請人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田１筆について申請があったものです。平成２年に隣接地を転用する際、用排水機能を残すため分筆し、以後水路として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 3 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 3 について説明いたします。申請人は東京都中野区在住の〇〇氏であります。鶴脛町二丁目地内の畑 3 筆について申請があったものです。自宅が高台にあり車の乗り入れができないため、昭和 50 年に道路沿いにある申請地に駐車場を造成したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 14、報告第 6 号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 6 号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の 19 ページをお開きください。令和 4 年度分として 1 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。所有者は狸森在住の〇〇氏、施工者は山形市に事務所を有する株式会社〇〇であります。水はけを良くするため、隣接地と同じ高さまで盛土をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 15、報告第 7 号、令和 5 年度上山市農業委員会歳入歳出予算に

事務局長	ついて報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。 報告第7号、令和5年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたしますので、別冊総会資料16ページをお開きください。 【以下、総会資料を読み上げて報告】
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後3時57分)

議事録署名委員

議事録署名委員